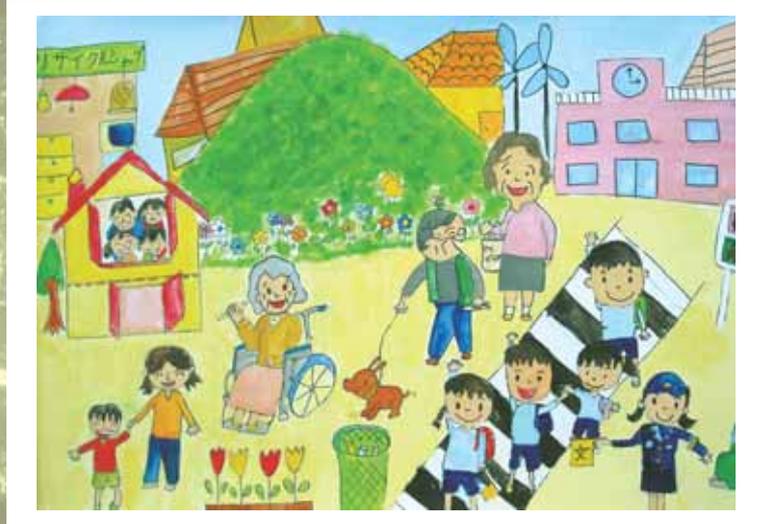


〈福崎町の未来図〉



八千種小学校5年

もり 史帆
しほ

基本計画

第3章

健康で安心してくらせる まちづくり

第3章

健康で安心してくらせるまちづくり

第1節

健康づくりの推進

1. 保健・医療

[現況と課題]

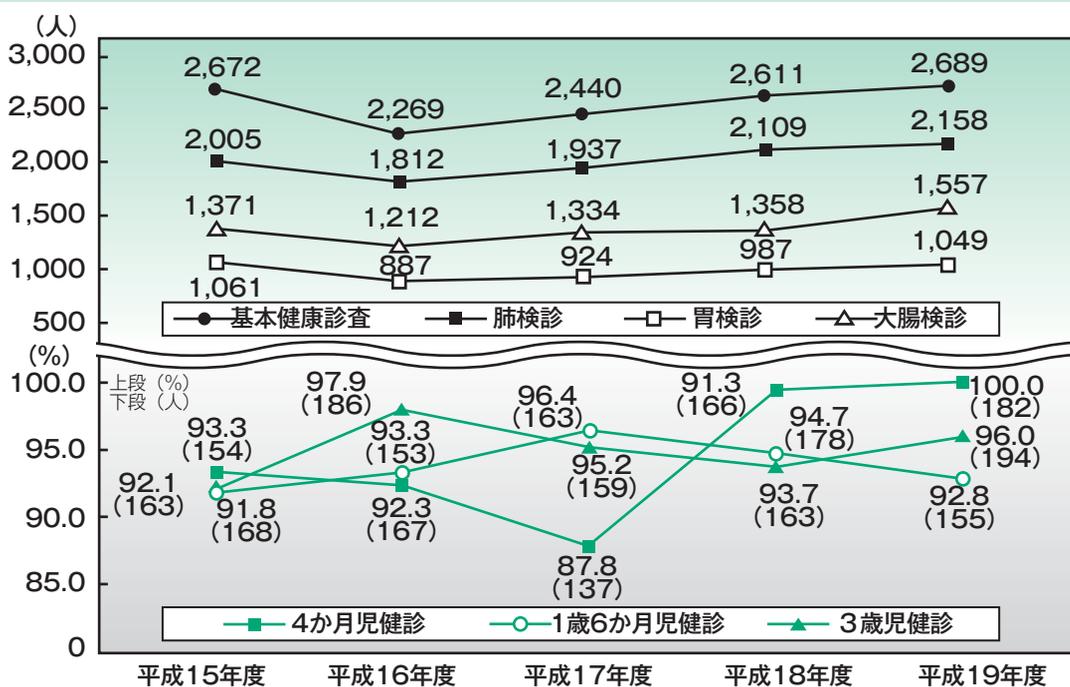
- 健康づくり活動は、疾病の早期発見・早期治療を目的とする2次予防を推進するとともに、健康を増進し発病を予防する1次予防にも重点をおいた施策を進めています。新たな施策として、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導が始まり、各保険者に受診率等の目標値が定められました。これに対応するため、保健センターを拠点として、母子保健から成人保健まで幅広い保健活動を実施していますが、より一貫性のある保健事業を行うため学校保健や産業保健などの連携が必要です。また社会構造や人間関係の複雑さなどが起因し、すべての年代で心の病気が発生しやすくなっており、心のケアが大切になってきています。
- 健康づくりの推進は、健康づくり推進協議会、保健衛生推進協議会、いずみ会などが各種の活動を展開しています。また、個人の健康づくりを積極的に進めるには、それを支援する社会環境づくりが必要であり、地域や職域も含めた住民の主体的な健康づくり活動が望まれます。そのためには、活動を推進する組織や人材が必要です。
- 近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とした食育基本法に基づき町においても地域の特性を生かした食育推進計画の策定が求められています。
- 医療技術は年々進歩し、住民の健康意識も向上してきています。しかし、小児科・産婦人科をはじめとした医師・看護師不足や休日・夜間における患者の増加などにより十分な医療体制をとることが困難となっています。疾病面では、日常生活習慣の乱れが原因となる生活習慣病の、がん・脳血管疾患・心臓病・糖尿病が上位を占めています。また、0-157、麻しん、HIVなどの感染症の発生の予防、被害拡大防止対策が必要とされています。
- 国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康の維持増進に重要な役割を果たしています。平成20年4月からは、医療制度改革により高齢者の独立した医療制度として長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されました。国民健康保険制度をとりまく現状は、疾病構造の変化、医療

第3章 健康で安心してらせるまちづくり

サービスの多様化及び高度化などとともに医療費が増嵩傾向にあります。また、度重なる医療保険制度改革の影響を受け、依然として制度運営は厳しいものがあり

ます。今後は、医療費の適正化を図るとともに効果的な保健事業を推進し、国民健康保険制度の財政の安定化を図る必要があります。

健康診査等受診者数の推移



※4ヶ月児健診で行われている内科健診は、平成18年度までは3ヶ月児健診で行われていました。

資料/健康福祉課

国民健康保険の加入世帯数・療養費給付件数の推移



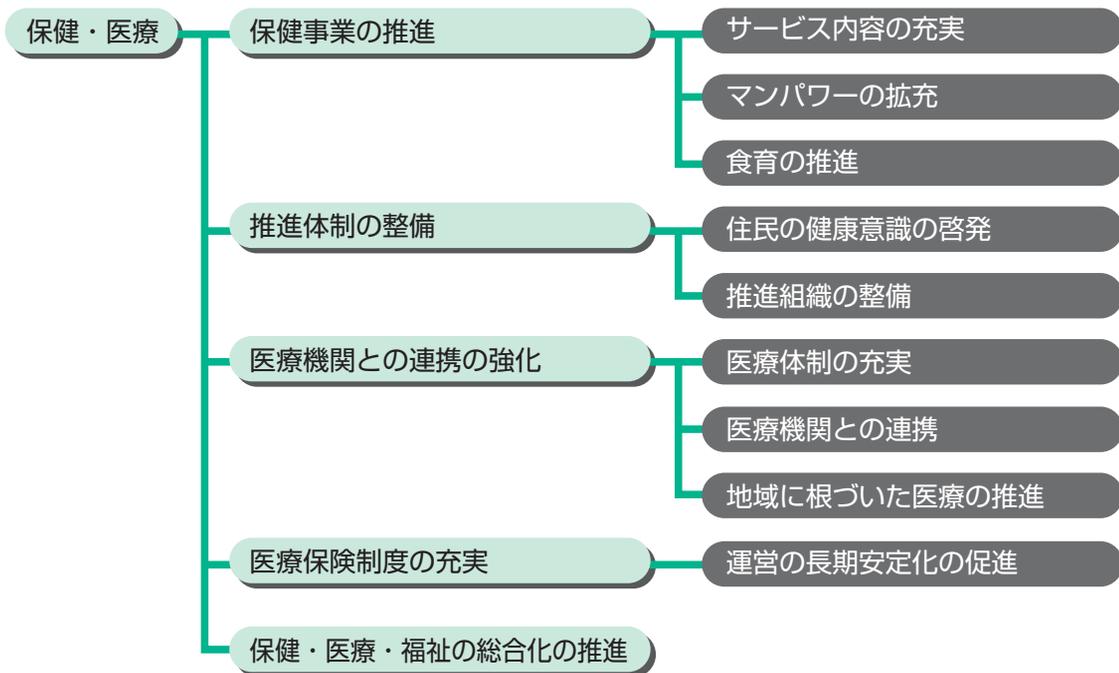
資料/健康福祉課

[基本方針]

住民の自主的な健康づくり活動を促進していくとともに、生涯を通じた一貫性のある保健サービスの充実に努めます。また、住民が安心して暮らせるまちをめざして、医療体制の充実をはじめとして、地域医療に努めます。国民健康保険については、運

営の長期的な安定化を図るとともに、住民の国民健康保険に対する理解を深めるための啓蒙活動を推進します。また、保健、医療、福祉の総合化を図り、きめ細かく適切なサービス提供に努めます。

[施策の体系]



[施策]

(1) 保健事業の推進

① サービス内容の充実

地域住民に対して母子保健から学校保健、成人保健などに至る生涯を通じた効率的で一貫性のある保健事業の充実を図ります。

② マンパワーの拡充

保健師、理学療法士及び管理栄養士などの専門職の充実を図り、地域ボランティア団体と連携しマンパワーの拡充を図ります。

③ 食育の推進

近年、食文化の欧米化、食生活の乱れ等により、肥満・糖尿病等生活習慣病が若い世代にも及ぶようになったことや、食の安全を確保し安心して消費できるよう関係団体が一体となって食育を推進するため、食育推進計画の策定を進めます。

(2) 推進体制の整備

①住民の健康意識の啓発

住民一人ひとりが積極的に自らの健康づくりに励むまち、またお互いの健康づくりを支えあうまちをめざし、各種会合や集落での集会等の機会を捉えて、疾病予防、健康増進に対する住民の意識の高揚を図るとともに健康診査の受診を促します。

②推進組織の整備

地域に根づいた健康づくりを推進するため、住民の健康づくり活動の充実を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。また、住民による健康推進グループの育成などに努めます。

(3) 医療機関との連携の強化

①医療体制の充実

休日・夜間診療の救急医療体制や小児から成人まであらゆる年齢層、疾病に対応できる医療体制の充実に努め、安全で信頼できる救急医療システムを守るために、行政、住民がともに医療のあり方について考え、取り組みます。

また、感染症、自然災害の発生に備え、日頃から医療機関や健康福祉事務所と連携を図り、発生時の適切な早期対応や被害拡大防止に努めます。

②医療機関との連携

健康診査、健康相談などによる住民の健康情報に基づき、プライバシー保護を保ちながら医療と保健の継続的な連携を図り支援することで、安心して身近で行える健康

管理体制を推進していきます。また、家庭、学校、職場と医師会などとの連携を強化し、住民の適切な受診の推進を図ります。

③地域に根づいた医療の推進

住民の生涯にわたる健康管理と初期医療を地域の医師が実施する^{*}ホームドクター制の推進を図ります。

(4) 医療保険制度の充実

①運営の長期安定化の促進

医療費の適正化や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努め、国民健康保険制度の健全な運営を図るとともに、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営主体である兵庫県後期高齢者医療広域連合との連携を図ります。また、生活習慣病の予防に重点をおいた、特定健康診査・特定保健指導等を実施し、住民がより健康的な生活を送ることができるよう努めます。

(5) 保健・医療・福祉の総合化の推進

保健・医療・福祉のネットワークの充実により、健康増進から疾病の早期発見・早期治療、機能の回復・維持に至るきめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

^{*}ホームドクター制…主治医制の拡大により、住民の生涯にわたる健康管理と初期医療を地域の医師が実施すること。

第2節

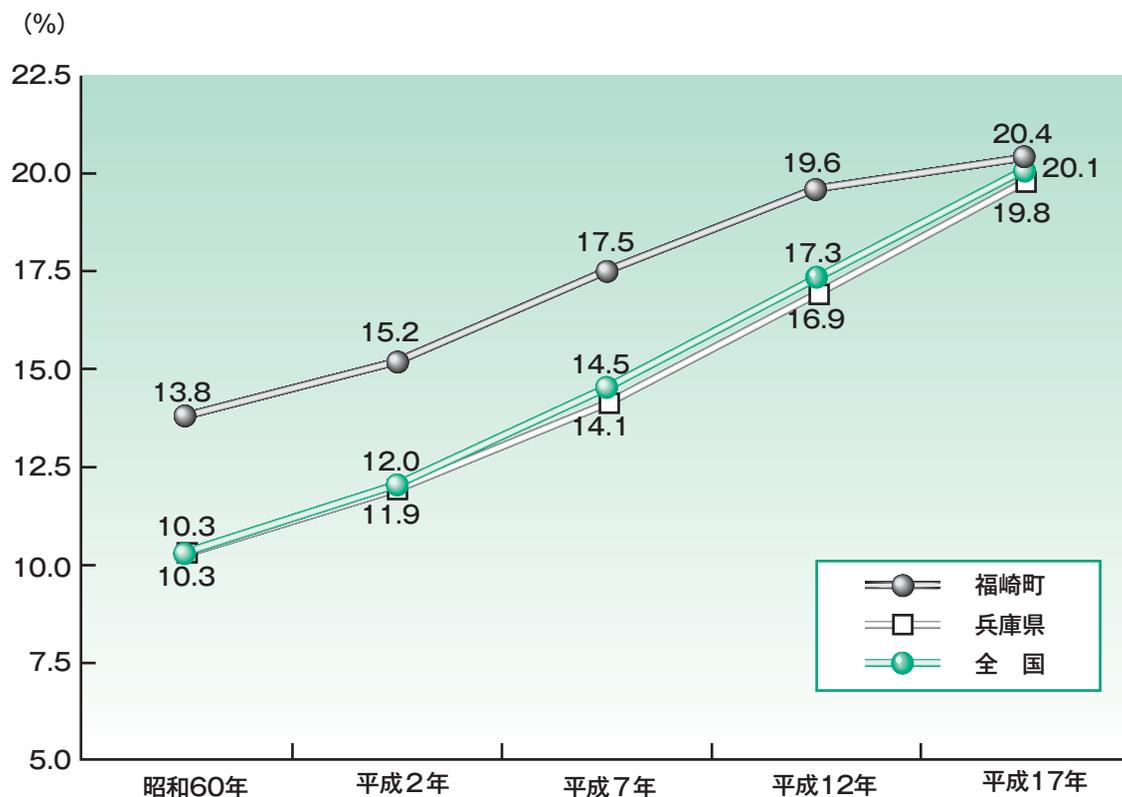
福祉の充実

1. 高齢者福祉

[現況と課題]

- 本町の平成17年国勢調査による65歳以上人口は4,210人で、全人口の20.4%を占めており、高齢化率は、全国及び兵庫県の平均を上回っています。高齢者の増加とともに、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増え、ねたきりとなる高齢者の増加も見込まれます。また、近年認知症高齢者の割合が高くなっています。今後さらに、高齢化が進む中、家族形態や社会構造の変化にともなって、地域ぐるみで高齢者福祉に取り組む必要があります。
- 本町では、一人暮らしの高齢者や介護を要する高齢者などに対する在宅生活の支援や老人ホームなど施設の運営、文珠荘など憩いの場の提供、老人大学の開催、地域包括支援センターの運営、介護サービスの充実など、さまざまな施策を展開してきました。今後も、すべての人が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと生活することが出来るよう「高齢者福祉計画」等に基づいて、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域全体での支えあいや在宅福祉を中心とした施策を充実させていく必要があります。
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加を促す目的で、文化センターにおいて神崎学園・福寿学園の2つの老人大学講座が開設されています。しかし、受講者や講座内容の固定化が見られ、今後は学習ニーズの適切な把握によって活性化を図る必要があります。また、シルバー人材センターの就業活動を通じて、社会参加の場や仲間づくりの場を広げることが、心身共に充実した高齢者の活動の基盤づくりとなっています。
- 高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が浸透し、訪問介護や通所介護等を利用する在宅介護が定着してきました。平成18年度からはすべての高齢者を対象に筋力トレーニングや閉じこもり予防等介護予防を重視したサービスの提供を行っています。今後も、住民、保険者、国、県、介護サービス事業者が互いに連携して、保健・医療・福祉サービスを総合的に安心して利用できるような仕組みとするための取り組みをさらに進めていく必要があります。

高齢化率の推移（総人口に占める65歳以上人口の割合）



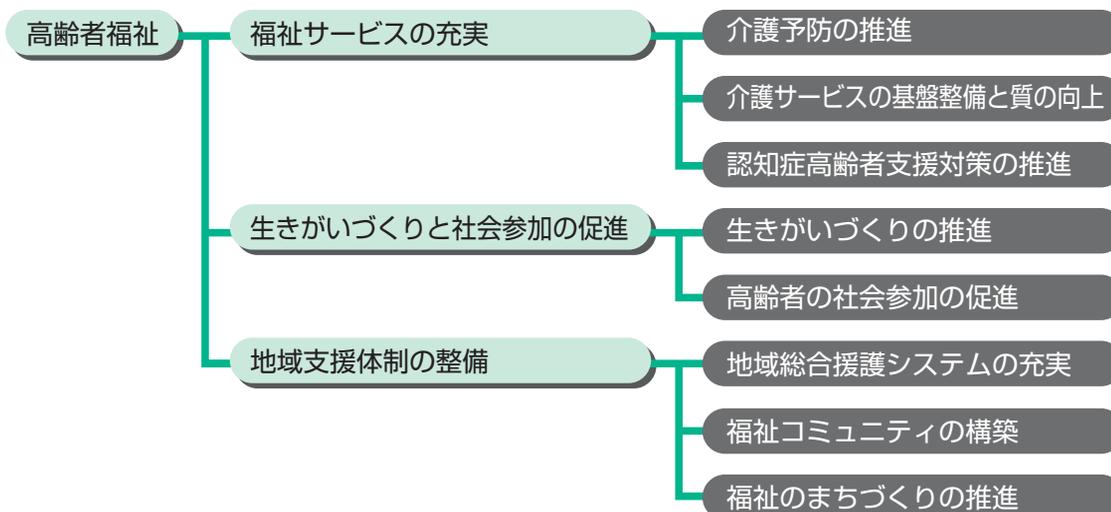
資料/国勢調査

[基本方針]

21世紀の超高齢社会において、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができ、介護予防対策の推進、高齢者が個人として尊重され、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送れる介護体制の確立及

び保健、医療、福祉、生涯学習など様々な分野における地域資源を生かした住民参加型地域支援体制の確立をめざして、福祉施策の充実と生きがいづくりや社会参加を促進していきます。

[施策の体系]



[施策]

(1) 福祉サービスの充実

①介護予防の推進

高齢者が、介護が必要な状態に陥ったりさらに悪化することがなく、できる限り健康で生き生きとした生活が送れるように、保健・福祉が連携をとりながら、個々の生活機能の把握を行い、レベルに応じて介護サービスや介護予防サービス、介護予防事業を実施します。併せて、意欲や能力を引き出し、高齢者の自立を支援します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活全般を支える支援体制の整備や介護する家族の負担を軽減するための事業を効率的に行い、在宅介護の推進に努めます。

②介護サービスの基盤整備と質の向上

※ターミナルケアを含む在宅介護を支援するために、訪問介護、訪問看護、通所介

護などの居宅サービスの充実及び、身近な場所で提供される「地域密着型サービス」の整備を促進します。さらに、必要なサービスを安心して利用できるよう、その質の向上を図りつつ、介護サービス事業所や介護支援専門員を支援します。

また、介護サービスを中心として、医療サービスをはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供される「※地域包括ケアシステム」を進めるため、地域包括支援センターを核として、いつまでも住み慣れた地域で安心して、できる限り自立した生活を送ることができる地域づくりに努めます。

③認知症高齢者支援対策の推進

広報や講演会を通して、認知症に対する理解を深め、気軽に相談できる窓口の設置、

※ターミナルケア……末期がん患者など終末期の患者に対する、緩和医療に加え精神的側面を重視した総合的な医療・看護・介護などのこと。

※地域包括ケアシステム…保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び、在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを関係者が連携協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する仕組み。

認知症予防教室や声かけ訪問を推進します。介護サービスでは、※小規模多機能型居宅介護など認知症高齢者にとって安心して利用できるサービスの充実に努めます。

また、認知症高齢者の権利を守るため、※成年後見制度の利用支援や虐待防止に努めるとともに介護する家族を近隣者やボランティアなど地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

①生きがいづくりの推進

老人大学などの活性化により高齢者の生きがいづくりの推進に努めます。また、身近なところでスポーツ・レクリエーション活動への高齢者の参加の機会をつくります。

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織としての老人会等の活動の場の確保や健康づくりへの積極的な取り組みを支援していきます。

②高齢者の社会参加の促進

高齢者の就業機会の確保を図るとともに、地域活動や文化伝承、ボランティア活動など、高齢者が社会参加できる機会の拡大に努めます。

(3) 地域支援体制の整備

①地域総合援護システムの充実

住民どうしによる“見守り”や“支え合い”のネットワーク「地域総合援護システム」を充実させ、町と協働・連携して保健・医療・福祉の総合的なサービスを迅速、効率的に提供できるよう努めます。

②福祉コミュニティの構築

青少年から高齢者までの幅広い住民に対して、計画的な福祉体験学習を近畿医療福祉大学などと連携しながら実施し、ボランティアとして、自己の力を発揮できるような活動の促進に努めます。

③福祉のまちづくりの推進

住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう生活の拠点となる住宅の改修に対して相談・指導を行っていくとともに費用の助成を行っていきます。また、高齢者だけでなく、誰もが自由に社会参加できるよう、移動手段の確保を行うとともに、多くの人が利用する施設に手すり、スロープを設置するなど※ユニバーサルデザインの推進に努めます。

さらに、学校や地域などにおける学習や社会活動、交流事業を通して、心理的・社会的バリアフリーをめざし、意識啓発を行っていきます。

※小規模多機能型居宅介護…デイサービス「通い」を中心に、ショートステイ「泊まり」ホームヘルパー「訪問」と24時間365日、切れ目なく連続的にサービスが受けられる施設。

※成年後見制度………財産管理や契約等において、判断能力が十分でない方に対し不利益を被らないように、家庭裁判所に申立をし援助してくれる人を付けてもらう制度。

※ユニバーサルデザイン………年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なようにデザイン（設計）すること。

2. 障害者福祉

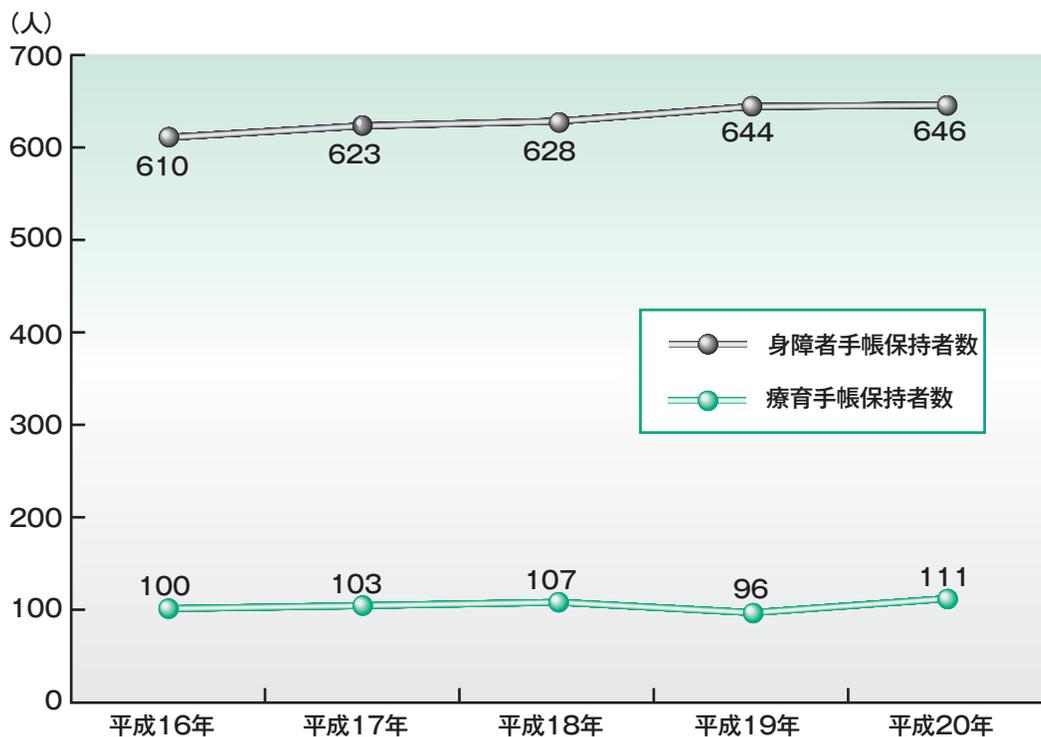
[現況と課題]

- 障害者が住みなれた地域社会で、その一員としていきいきと安心して生活ができるまちづくりが重要となっています。そのためには、障害者が社会の構成員としてさまざまな社会活動に積極的に参画し、自立生活のための雇用機会の拡大など社会環境の整備を進めることが重要な課題となってきています。
- 障害者自立支援法の施行により、個々の生活に応じたサービスを選択できるようになりましたが、障害者のニーズの高

度化・多様化、また、障害者一人ひとりが尊重されるサービスを提供するための相談支援体制・関係機関の連携の強化が進められています。

- 今後も「障害者基本法」の改正、「発達障害者支援法」の趣旨を踏まえ、障害者が持つ個性や能力を生かし、自立した生活ができるように支援しながら多様な障害に対応しうる計画的な障害者施策の推進に努める必要があります。

身体障害者手帳・療育手帳保持者数の推移（各年3月31日）



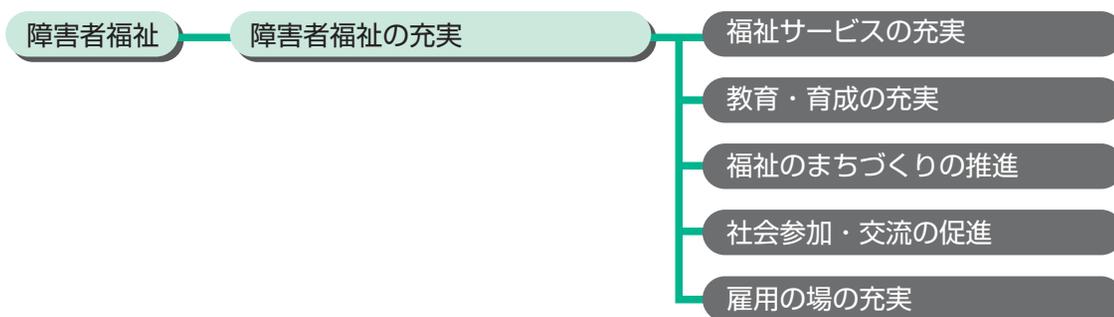
資料／健康福祉課

[基本方針]

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別にかかわらず地域の人々と共に支えあいながら自立して生活できるよう、

必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を確立し、障害者の自立、社会参加を促進していきます。

[施策の体系]



[施策]

(1) 障害者福祉の充実

①福祉サービスの充実

障害者自立支援法による福祉サービスを提供する事業所及び施設の整備を促進し、障害者のニーズに合ったサービスの質の向上と、利用者への情報提供、及び制度の周知を図り、利用者の立場に立った制度の構築に取り組みます。また、障害者に応じた各種福祉サービスを提供し、相談・指導体制の充実に努めます。さらに、障害者の経済的な生活の支援のため、各種手当の充実、補装具の交付や日常生活用具の給付などの事業を継続し、その制度の周知を図ります。

②教育・育成の充実

一人ひとりの障害に応じた多様な教育・育成の展開を図り、教育体制を充実するとともに障害者と健常者が、ともに学ぶ機会を得て、お互いに正しい理解をもち、「ともに生きる社会」づくりのための交流教育の推進に努めます。また、不登校、ひきこもりなどの精神保健の問題についても、地域、学校及び関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

③福祉のまちづくりの推進

兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して生活できる福祉のまちをめざして、道路や公共施設、公益的施設などの適切な整備を推進し、障害者に配慮した住宅整備の促進に努めます。

④社会参加・交流の促進

スポーツ活動、芸術文化活動、余暇活動への障害者の参加機会を確保し、障害者の社会参加と交流を促進します。

⑤雇用の場の充実

ハローワークを中心に福祉、教育機関等と連携し職業的自立を図るため、就業の受け入れ環境・職域の拡大を促進し、生活の安定をめざします。また、一般就労に就くことが困難な人に対して福祉的就労の場の確保を行なうことにより、就労を通じた社会参加を推進します。



福祉体験教室

3. 低所得者福祉

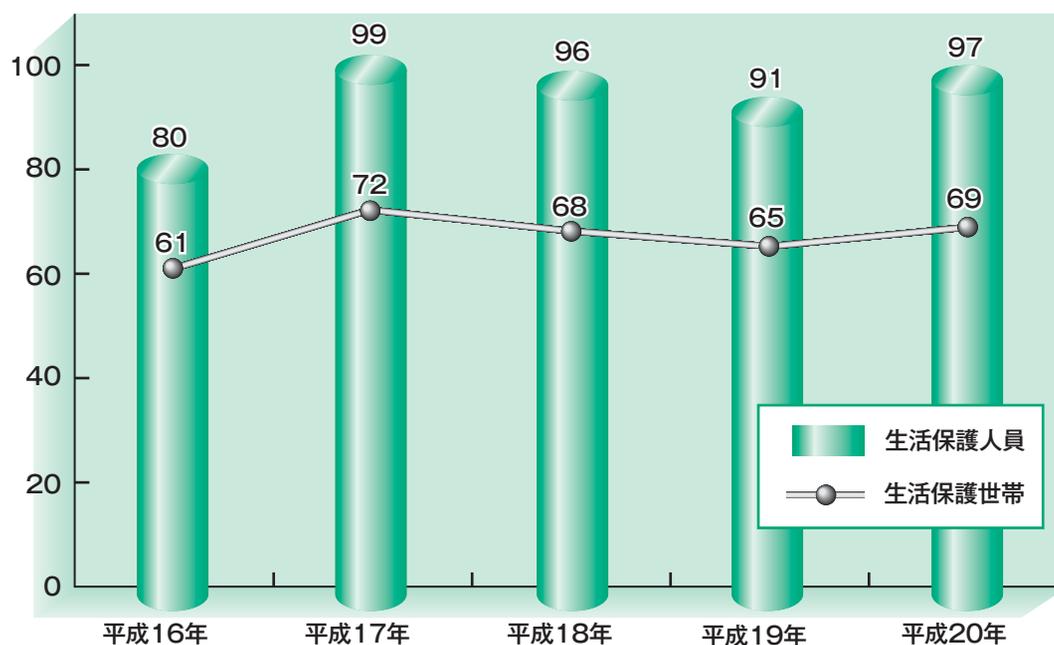
[現況と課題]

■ 社会的弱者の生活安定を図るため、関係機関との連携を深めるとともに、自立更生に向けた積極的な支援、生活指導、

生活状態に即した的確な指導、援助を実施することにより、低所得者の生活の安定と福祉の向上に努める必要があります。

生活保護人員・世帯数の推移（各年3月31日）

(人・世帯)



資料／健康福祉課・社会福祉協議会

[基本方針]

低所得者層については十分に実態を把握し、適切な経済的支援を行っていくとともに、

相談・指導の充実によって自立の促進に努めます。

[施策の体系]

低所得者福祉

低所得者福祉の充実

生活実態の把握

相談・指導体制の充実

自立の促進・生活水準の向上

[施策]

(1) 低所得者福祉の充実

①生活実態の把握

生活実態を的確に把握することにより、生活を困窮させている原因はどこにあるのか究明し、それぞれの世帯にあった援助方法を検討します。

②相談・指導体制の充実

生活自立に向けて適切な指導を行うとともに、身近な相談窓口を設けるなど、相談・指導の体制面・人材面での充実に努めます。

③自立の促進・生活水準の向上

経済的自立に向けて、労働能力の開発や就業機会の確保を民間企業などの協力を得ながら進め、生活水準の向上を図ります。



福崎幼稚園



ふくろうの会

4. 児童福祉

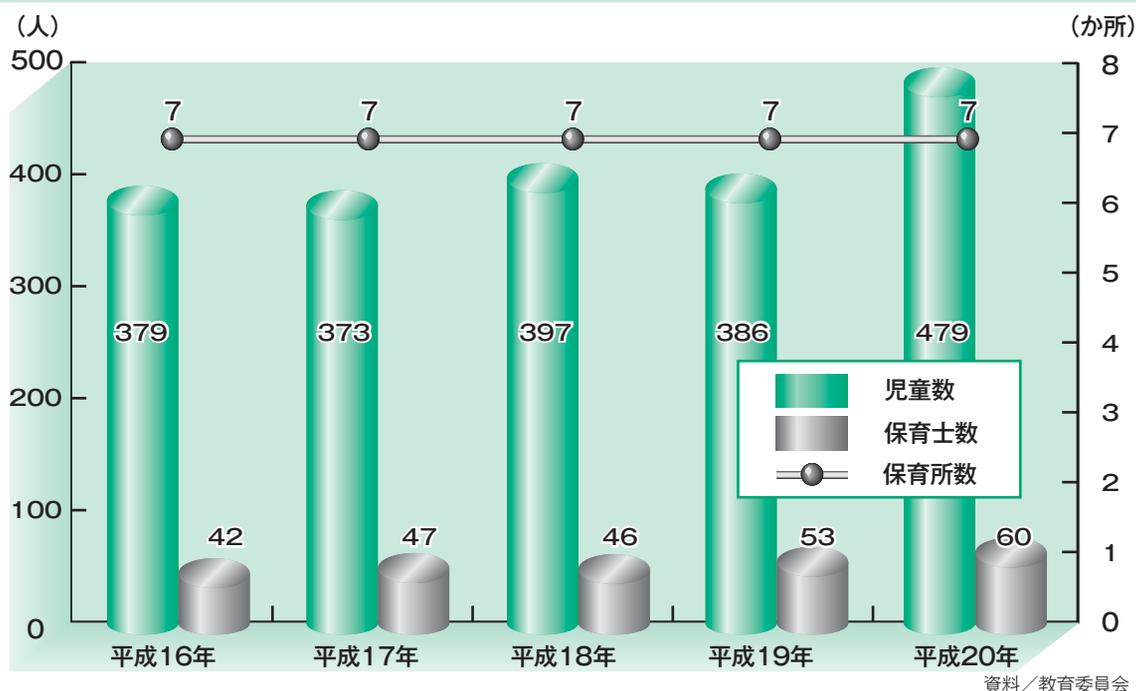
[現況と課題]

■ 深刻な少子化の現状、核家族化や女性の社会進出に伴う地域や家庭の子育て力の低下、仕事と子育ての両立の課題など、子どもとその周りの大人を取りまく環境が刻々と変化している中、すべての子どもの健やかな育ちを支援していくことが求められています。多様化する子育て世代のニーズに対応するため、幼保一体化施設である福崎幼稚園で就学前の保育・教育、子育て相談機能を併せ持つ一体化運営を行っていきます。今後は、一体化施設の整備をさらに全町的に進めていく

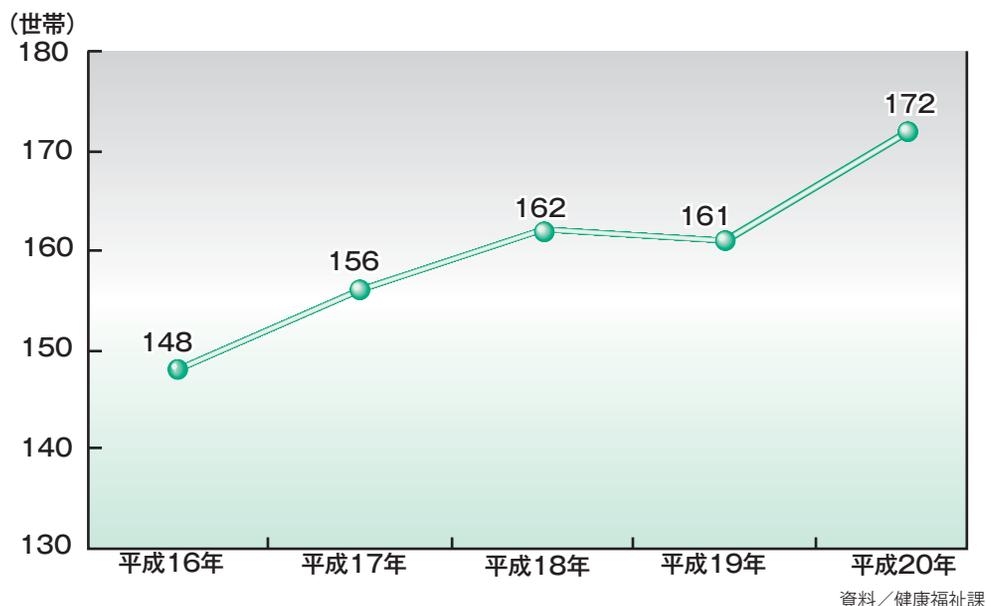
必要があります。また、子育て学習センターと福崎幼稚園内に設置した子育て支援センターが連携を図りながら支援体制を強化するとともに、子育て家庭における身近な存在であることが求められています。

■ 母子・父子家庭には、就学助成金などの給付・貸付などを実施していますが、各関係機関との連携を密にして今後も母子・父子家庭の抱える、児童の養育や経済面での不安などの解消に向けて、より一層施策の充実を図る必要があります。

保育所数・措置児童数・保育士数の推移（各年10月1日）



母子家庭世帯数の推移（各年3月31日）

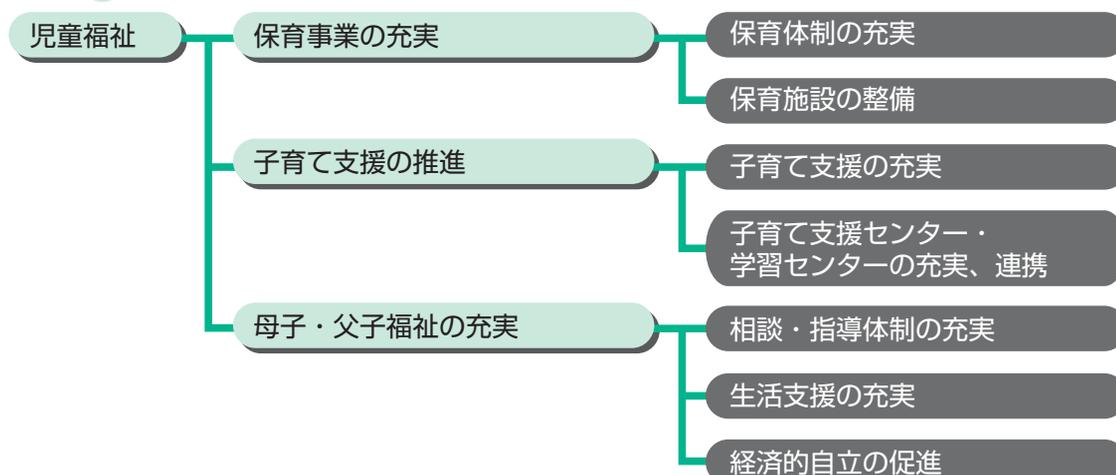


[基本方針]

すべての子どもの健やかな育ちを支援していくために、子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境と体制整備に努めます。子育て支援センターと子育て学習センターが協力、連携し、家庭や地域とのつながりを大切にしながら、子育て世代を応援していきます。さらに保育施設や保育

サービスの充実に努め、仕事と子育ての両立を支援していきます。また、母子・父子家庭の生活の安定と自立を促進するために、相談指導体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら経済的支援対策などをはじめとする福祉サービスの充実に努めます。

[施策の体系]



【施策】

(1) 保育事業の充実

①保育体制の充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められており、今後ますます多様化する子育て世代のニーズに対応できる保育体制を検討していきます。

②保育施設の整備

施設の老朽化及び児童数の減少にともない定員の見直し、※幼保一体化、※認定子ども園、公設民営なども含めて検討し、保育ニーズの多様化に対応する保育施設の整備に取り組みます。

(2) 子育て支援の推進

①子育て支援の充実

住民のニーズに応じた子育て支援を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「町行動計画」の見直しを行い、後期行動計画の策定に取り組みます。また、子どもの健やかな育成と子育て家庭の支援を図るため、医療費助成の充実や児童虐待防止対策などに取り組みます。

②子育て支援センター・学習センターの充実、連携

福崎幼児園内に設置される子育て支援センターでは、子育て情報の収集や提供を行うとともに、地域に出向いた支援活動を展開し、地域の子育て環境の向上を図ります。子育て学習センターでは、子育て親子が気

軽に集い、相互の交流が図れる場を提供し、子育ての不安解消に努めます。これらの施設が互いに協力、連携しながら子どもの健やかな育ちを支援していきます。また、今後の保育施設の整備にあわせて、各保育施設に子育て支援センターの設置を検討していきます。

(3) 母子・父子福祉の充実

①相談・指導體制の充実

母子・父子家庭の生活の安定に向けて、民生・児童委員や関係機関との連携を図りつつ、適切な助言・指導を行える体制を整えます。

②生活支援の充実

母子・父子家庭の経済的負担の軽減に向けて、就学援助金など各種手当を社会的環境の変化に則して充実させるとともに、医療費助成においても支援を行います。

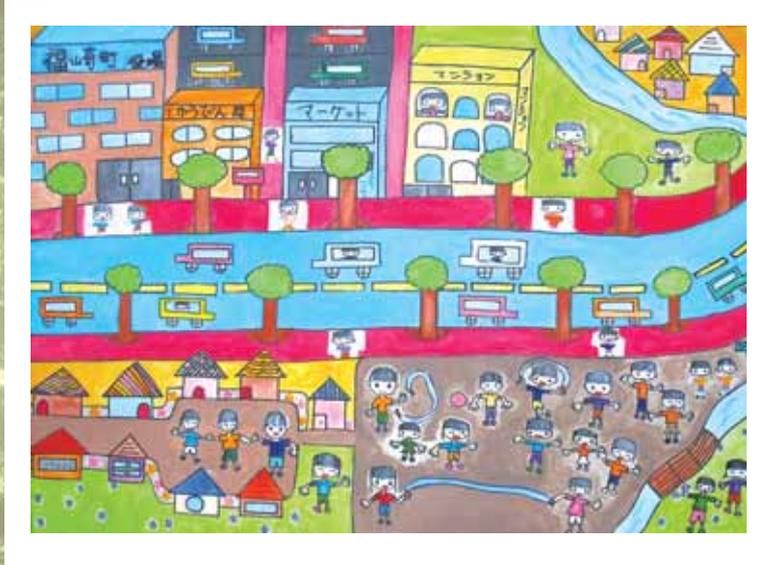
③経済的自立の促進

母子・父子家庭の経済的自立に向けて、能力開発や就業機会の確保に努めるとともに、就業環境を整えるため各種資金の貸付・助成制度の充実や、保育体制の充実を図ります。

※幼保一体化……幼稚園・保育所が同一敷地内にあり、現行の法制度の基で職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育観点から幼児の教育、保育を進めていく。

※認定子ども園……幼稚園、保育所のうち、就学前の幼児教育・保育を一体として捉え一貫して提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、一定の基準を満たす施設。

〈福崎町の未来図〉



田原小学校6年

うら かみ みす き
浦上瑞季

基本計画

第4章

快適でうるおいのある まちづくり

第4章

快適でうるおいのあるまちづくり

第1節

まちの基盤整備

1. 道路・交通

[現況と課題]

(1) 道路

■ 国道・県道

本町は、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交差する広域道路ネットワークの要衝で、福崎インターチェンジがあり、また、一般国道312号、県道三木穴栗線が交差しており、広域レベル、地域レベルの両面での交通結節点機能を果たしています。一般国道312号は、市川町、姫路市との境界付近での慢性的な混雑が続いており、都市間を結ぶ広域交通の南北路線としても都市計画道路西光寺高橋線～中島井ノ口線の整備が望まれています。また、県道は6路線ありますが狭あい部、通行不能箇所の解消を促進する必要があります。

■ 町道

町道は742路線があり、その改良済および舗装済の比率は、1級町道を除き低く、狭幅員の路線が多く、今後、未改良、未舗装の整備促進を図る必要があります。

都市計画道路は7路線ありますが、整備済区間（暫定整備済を含む）は総延長の約54%程度であり、今後も整備を進め、道路ネットワークの形成を図ることが必

要です。

■ 本町の道路交通現況をみると、役場周辺の県道三木穴栗線、町道中道線においては、他の県道、町道の路線に比べ混雑が著しく、その解消に向け通過交通を考慮した道路網の整備が必要です。

(2) 交通

■ 公共交通機関には、JR播但線とバス路線があります。

■ JR播但線においては、電化及び近畿福祉大学（現：近畿医療福祉大学）の開学により利用人数は増加しており、特に朝夕に混雑が見られます。公共交通機関の不便さの改善を望む声は多く、周辺道路整備を含めた利便性の向上に向けた取り組みが望まれています。

■ バス路線は、神姫バス及びJRバスが姫路、粟賀、北条、大阪、岡山方面と本町を結び、また、巡回バスが町内の拠点を結んでいます。

■ 公共交通機関の結節強化を目的とした駅南の交通広場の整備が完了し、平成18年3月から神姫バスが乗り入れを開始し

ています。将来の駅前広場の整備とあわせ、JR福崎駅周辺を本町の玄関口にふさわ

しい交通拠点としての機能をもたせ、利用者の利便性向上を図ることが必要です。

●国・県道の現況

(平成20年3月31日)

区分	路線数	実延長 (km)	改良済		舗装済	
			延長 (km)	比率 (%)	延長 (km)	比率 (%)
国道	1	4.0	4.0	100	4.0	100
県道	6	25.1	17.7	70.5	21.9	87.3

資料/まちづくり課

●町道の現況

(平成20年3月31日)

区分	路線数	実延長 (km)	改良済		舗装済	
			延長 (km)	比率 (%)	延長 (km)	比率 (%)
1級	30	38.8	33.8	87.1	37.5	96.6
2級	210	88.7	57.9	65.3	64.7	72.9
その他	501	124.1	32.6	26.3	53.7	43.3
計	741	251.6	124.3	49.4	155.9	62.0

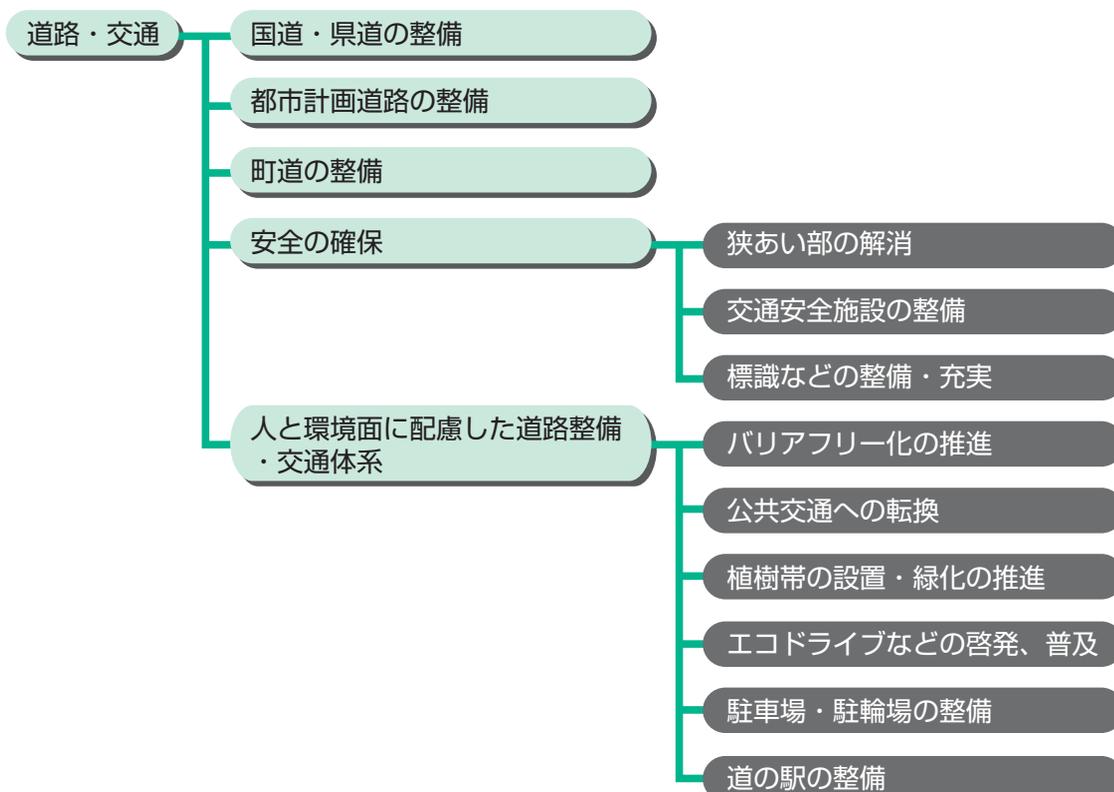
※舗装済には簡易舗装を含む
資料/まちづくり課

[基本方針]

国道・県道については、広域的な視点から兵庫県と調整して狭あい部・交通混雑の解消を進めていきます。町道は、地域間を結ぶ幹線道路の充実を図るとともに、集落内の未改良、未舗装部分の整備については、集落の協力を得ながら効率的な促進を図り

ます。都市計画道路については、今後、整備の必要性を客観的に評価し優先する路線から、計画的に整備を進めていきます。交通は、交通混雑の緩和・環境に配慮し、自動車交通から公共交通への転換を啓蒙、促進し、公共交通機関の充実を図ります。

[施策の体系]



[施策]

(1) 国道・県道の整備

朝夕の通勤時に特に著しい交通混雑の解消のために国道・県道の整備とともに、自動車専用道路の利用増進の施策を促進します。また、狭あい部分と通行不能箇所を解消と歩道整備を県と調整して進めます。

(2) 都市計画道路の整備

都市計画道路西光寺高橋線及び中島井ノ口線を国道312号ラインとして位置づけるよう国への要望・調整を図り、住民主体のまちづくりによる沿道の景観形成や周辺の交通安全対策及び環境の保全を考慮しながら、「住みよさの生活軸」として整備し

ます。また、大門西治線についても「活力の軸」として都市機能の充実を図り、安全で快適な暮らしができる居住環境の向上を図ります。

(3) 町道の整備

未改良、未舗装の整備促進とともに、市街地整備、土地区画整理、ほ場整備などと連動した整備や生活道路のネットワークづくりを進めます。

(4) 安全の確保

①狭あい部の解消

交通量などを考慮しつつ、狭あい部の解消に努め、安全の確保を図ります。

②交通安全施設の整備

道路の新設、改良、改修に際しては、歩道、ガードレール、信号機、道路照明の設置に努め、また交差点改良への取り組みなどにより、交通安全施設の整備を推進します。

③標識などの整備・充実

交通量が多く、危険性の高い道路については、一方通行の導入など車の誘導方法を検討し、規制標識や案内標識の整備・充実に努めます。

(5) 人と環境面に配慮した道路整備・交通体系

①バリアフリー化の推進

高齢者や障害者などが安全で円滑に通行できるよう、歩道の有効幅員の確保、段差の解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を図ります。

②公共交通への転換

JR福崎駅周辺における交通結節点機能の充実を図ることにより、公共交通機関の利便性を向上させ、活性化を促すとともに自動車から環境負荷の小さい公共交通機関への転換を図ります。また、住民の町内公共交通手段を確保するため、巡回バスの充実や新たな交通システムの検討を進めます。

③植樹帯の設置・緑化の推進

良好な道路交通環境の整備及び沿道における良好な生活環境の確保のため、交通量の多い道路については植樹帯の設置に努めます。また、沿道などを利用し緑化の推進を図り景観にも配慮します。

④エコドライブなどの啓発、普及

地球温暖化対策推進のため、エコドライブ、マイバス・マイ電車の日、時差通勤、ノーマイカーデーなどの啓発、普及に努めます。

⑤駐車場・駐輪場の整備

駅周辺整備に関連して※パークアンドライド等のための駐車場及び駐輪場の整備・拡充を検討します。

⑥道の駅の整備

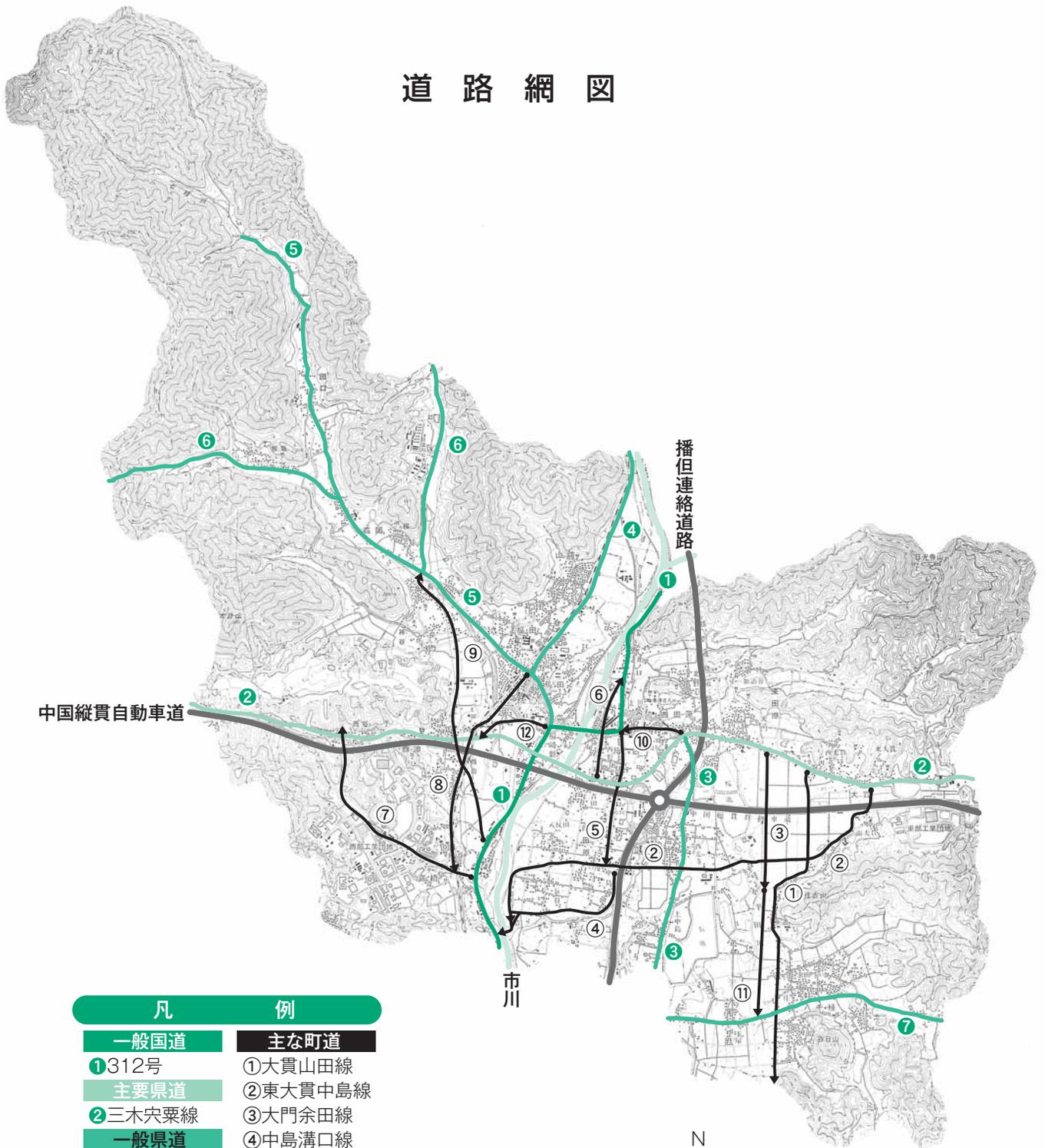
幹線道路利用者の休憩・情報提供施設として、道の駅の整備を進めます。



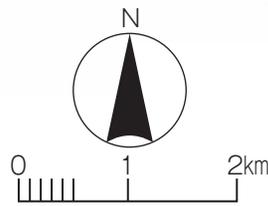
交通広場

※パークアンドライド…自動車以最寄り駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう方法。

道路網図



凡 例	
一般国道	主な町道
① 312号	① 大貫山田線
主要県道	② 東大貫中島線
② 三木穴栗線	③ 大門余田線
一般県道	④ 中島溝口線
③ 西田原姫路線	⑤ 中道線
④ 甘地福崎線	⑥ 中島井ノ口線
⑤ 田口福田線	⑦ 西谷高橋線
⑥ 前之庄市川線	⑧ 駅高橋線
⑦ 中寺北条線	⑨ 西治長野線
	⑩ 田尻辻川線
	⑪ 大門山田線
	⑫ 新町西治線



2. 下水道

[現況と課題]

- 平成4年度に「福崎町下水道基本構想」ならびに「福崎町公共下水道全体計画」を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、*コミュニティプラントや小型合併処理浄化槽による個別排水処理事業など様々な事業を組み合わせ整備を進めてきました。公共下水道事業の供用開始や農業集落排水及びコミュニティプラントの完了により平成20年3月末現在の下水道整備率は69.9%となっていますが、引き続き未整備区域の公共下水道の早期整備が望まれています。一方では、工業団地の整備が課題となっています。
- 平成6年度から着手した公共下水道事業については、平成17年3月に供用を開始しました。福崎浄化センターでは、一層の環境保全に努めるため、全国で初めて膜を利用した高度処理方式（凝集剤併用型膜分離活性汚泥方式）を採用してい

ます。今後は、年次計画に基づき、各施設の整備をより一層推進し、早期の事業完了をめざすことが必要です。また、雨水対策については平成17年度から田原地区の市街地雨水対策として、川すそ川等の雨水幹線事業に着手しています。引き続き事業を進めるとともに、浸水被害の予想される地域について施設整備を進めていくことが必要です。

- 農業集落排水事業及びコミュニティプラントについては、計画していた処理区すべてが完了し稼働しています。今後は、施設の改築・更新を行いながら良好な維持管理が必要です。
- 個別排水処理事業は2処理区の計画がありましたが、1処理区については完了し、残りの1処理区については整備を推進することが必要です。

●福崎町公共下水道全体計画の概要

(平成18年9月)

項目		計画諸元	備考
汚水処理	計画目標年次	平成33年度	概ね20年後とする
	汚水処理区域	669ha	市街化区域および周辺集落
	処理人口	17,300人	
	処理水量	12,600m ³ /日	処理能力・日最大
雨水計画の排水区域		308ha	市街化区域と浸水に関与する既存集落を対象とする

資料/下水道課

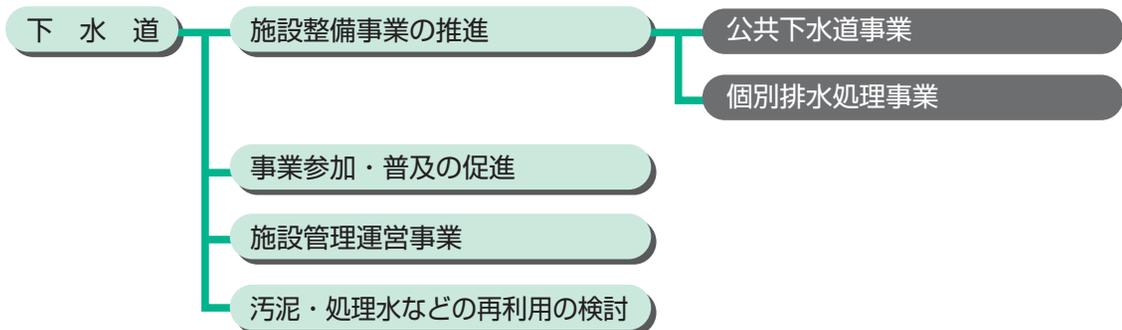
*コミュニティプラント…公共下水道計画区域外の集落など比較的狭い特定の地域を対象に、し尿と家庭排水を処理する小規模な下水道施設。

【基本方針】

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的とし、下水（汚水・雨水）排除に必要な施設の整備を住民の理

解を得ながら推進し、望ましい水循環、水環境づくりに努めます。

【施策の体系】



【施策】

（１）施設整備事業の推進

①公共下水道事業

市街化区域および周辺集落地においては、公共下水道事業区域として位置づけ、施設整備を計画的に推進します。

○汚水処理施設整備

生活環境の改善及び公共用水域の保全に寄与するため、供用区域を拡大し、また、福崎工業団地、福崎企業団地についても順次計画的に施設整備を推進します。

○雨水排除施設整備

雨水による浸水防除を目的とした雨水施設の整備を行うため、浸水被害の予想される地域を重点に施設整備を進めていきます。

②個別排水処理事業

集合型処理施設への接続が困難な2地区を対象に推進し、現在は1地区で整備完了、残りの1地区についても事業の推進に努めます。

（２）事業参加・普及の促進

事業効果の早期発揮および健全な管理運営をめざすため、供用開始区域内外において、町広報、パンフレットの配布および説明会の開催などを通じて住民に広くPRを行い、事業参加の必要性について認識を高めるとともに、水洗化の普及促進に努め、生活排水処理率100%をめざします。

(3) 施設管理運営事業

現在稼働している福崎浄化センターなど各施設の管理を適切に行い、放流水質の向上をめざします。また、新しい技術に対応した施設への改善などにより、一層適正な管理運営に努めます。

(4) 汚泥・処理水などの再利用の検討

汚泥の減量化や緑農地、建設資材などへの有効利用を積極的に図るとともに、処理水についても※せせらぎ空間への活用、農業用水への再利用などを推進します。



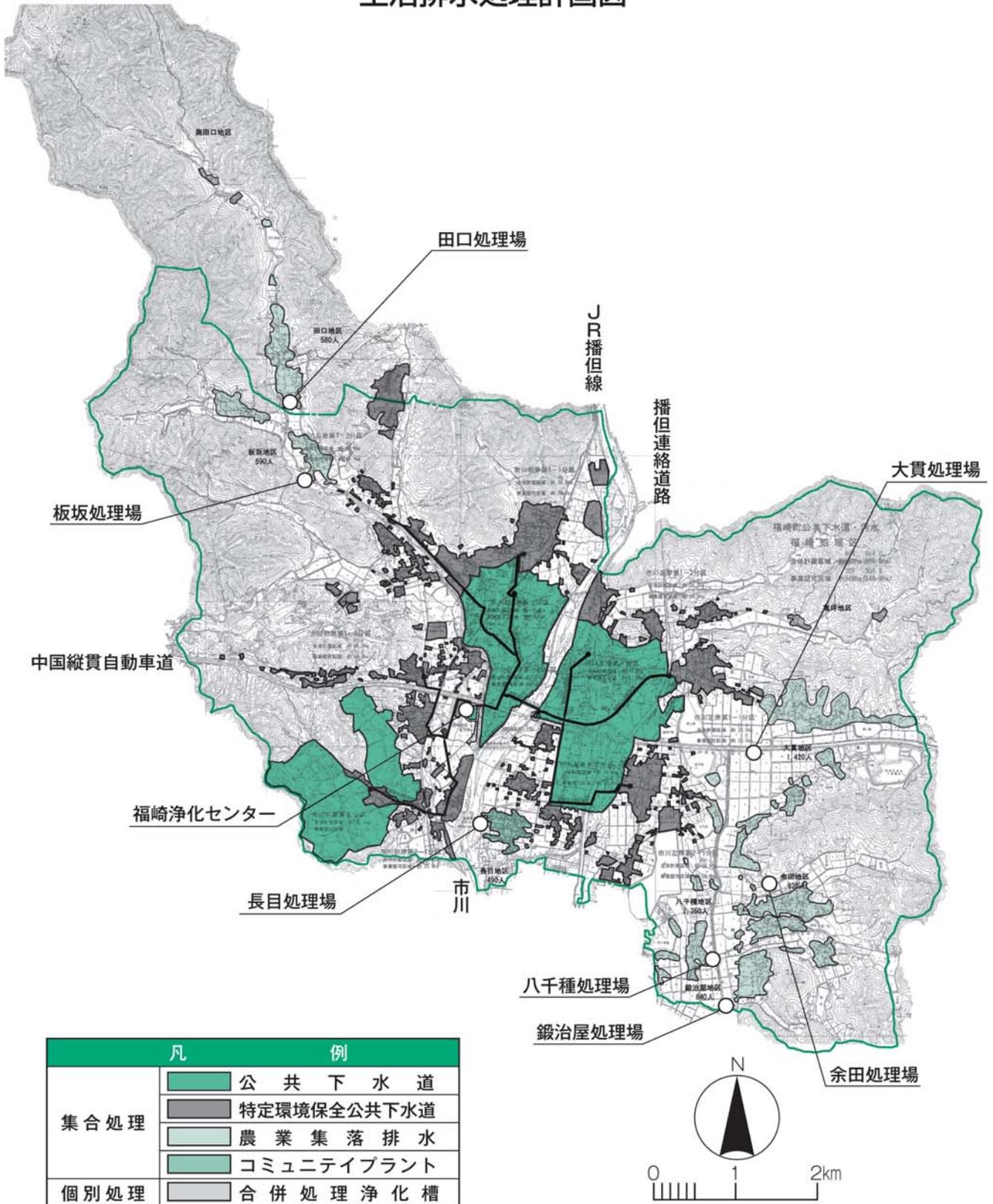
福崎浄化センター



せせらぎ空間

※せせらぎ空間…処理水などを利用した小川（せせらぎ）を中心に緑に囲まれた空間。

生活排水処理計画図

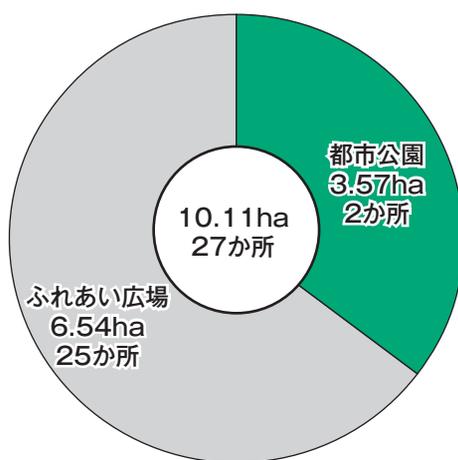


3. 公園・緑地

[現況と課題]

- 公園・緑地は、住民のふれあいやゆくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するためにきわめて重要な役割を担っています。本町には、スポーツの振興と公園の役割を果たす市川河川公園、町民グラウンド、スポーツ公園、高橋ふれあい広場があり、住民のふれあいや憩いの場としては百歳の森公園、エルデホール憩いの広場、イーストパーク、宮の丘ふれあい広場や檜谷ふれあい広場などがあり、住民の身近な広場は各集落に点在しています。
- 今後は、市川河川敷の整備を継続して推進するとともに、区画整理事業等の推進により公園を確保する必要があります。また、町内に点在する神社仏閣境内地とその周辺や河岸段丘に残された緑地についても、住民の憩いの場として保全に努める必要があります。

公園等の面積（平成20年3月31日）



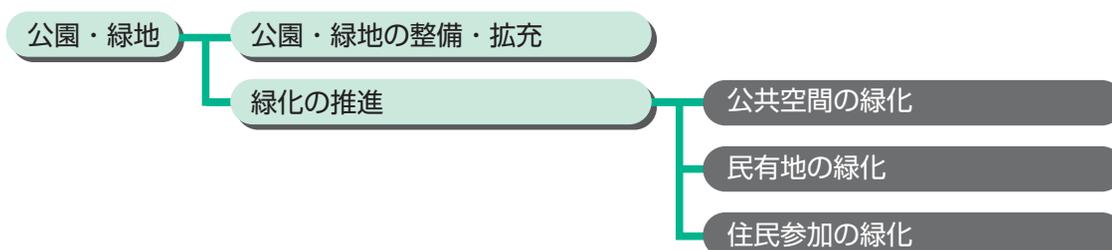
資料/まちづくり課

[基本方針]

水辺や森林など、自然的資源を保全・保護しつつ、※総合公園や※街区公園などの

整備を検討します。

[施策の体系]



[施策]

(1) 公園・緑地の整備・拡充

日常的なレクリエーション・憩いの場としての公園や広場については、※緑の基本計画を基に、総合公園や街区公園などの整備・拡充及び緑地の保全を推進します。また、市川の神崎橋周辺については、景観に配慮した潤いのある公園整備を検討します。

(2) 緑化の推進

①公共空間の緑化

公共施設の敷地内や道路、河川などの公共空間の緑化を推進します。

②民有地の緑化

企業敷地や個人敷地の緑化を促進するとともに、町内に点在する神社仏閣については、境内地の樹木とあわせ風格とうるおいを与える特徴的な緑地としての景観の保全が図られるよう働きかけます。

③住民参加の緑化

住民の参加、協力による緑化を推進します。

※総合公園……都市住民全般の休息、散歩、運動など総合利用に供する公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する公園。

※街区公園……主として街区内居住者の利用する公園で、1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する公園。

※緑の基本計画……緑化の推進や公園の整備計画などを示した緑の部門計画で、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施するための総合的計画。

4. 治山・治水

[現況と課題]

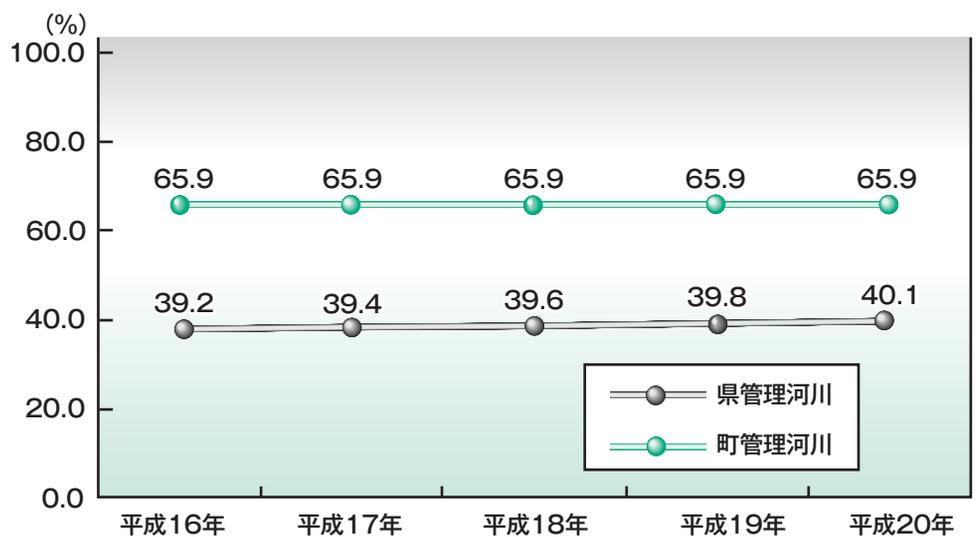
- 森林は、無秩序な開発を防止しつつ、総合的な管理・保全に努め、また保安林などについては、公益的機能が十分に果たしていけるよう保全に努める必要があります。
- 町内には、台風や集中豪雨、地震等によりがけ崩れや土石流が発生する恐れがある区域に指定された箇所が多くあり、今後年次的に整備を進め、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 本町には、市川をはじめとする2級河川が5本、その他普通河川が多数あります。未改修部分が多く残っており、集中豪雨により浸水被害の発生する区域もあり、自然環境に配慮した改修を今後も促進する必要があります。
- 町内のため池の数は200余りにのぼり、うち貯水量1万トン以上の町防災ため池に指定されているものは52か所ありますが、多くは土造で築造150～200年を経て老朽化が著しい状況となっています。これまでも改修を進めてきましたが、自然環境に配慮した改修を今後も推進する必要があります。

[基本方針]

災害から生命や財産を守り、水源のかん養など多くの公益的機能を担っている森林や河川・ため池は、その保全や整備を推進

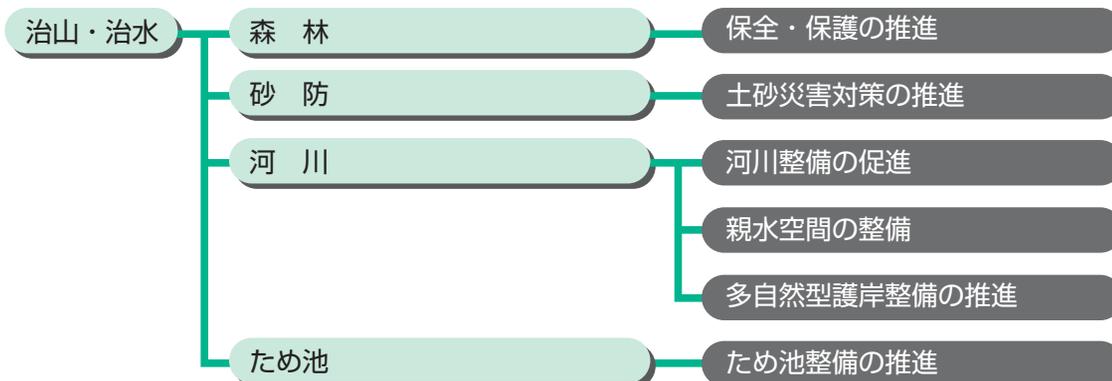
し、自然環境に配慮しながら安全の確保を図ります。

河川の整備率の推移（各年3月31日）



資料/まちづくり課

[施策の体系]



[施策]

(1) 森林

①保全・保護の推進

水源かん養などの公益的機能の充実や自然環境保護をめざし、長期的・総合的な視点で、保安林整備事業を推進しながら、森林の保全・保護に努めます。

(2) 砂防

①土砂災害対策の推進

土石流、急傾斜地にかかる危険地域の実態把握に努めるとともに、住民の生命と財産を守るため危険区域の位置づけを明確にし、周知に努めます。また、危険渓流における土石流の発生やがけ崩れを防止するため、県・地元と連携して対策事業の推進を図ります。

(3) 河川

①河川整備の促進

市川をはじめとする2級河川は河川改修事業を県に要望するとともに関係市町と連

携し、流域全体で自然環境に配慮した整備を促進します。また、普通河川については、未改修部分の改修を推進します。浸水対策の一環として下水道の雨水事業により整備を進めます。

②*親水空間の整備

河川は水害の防止だけでなく、やすらぎの空間・住民が親しめるオープンスペースとして活用できるよう整備を推進します。

③多自然型護岸整備の推進

動植物の生態系に配慮した工法の検討・推進を図ります。

(4) ため池

①ため池整備の推進

老朽度及び被害影響などからの緊急性を考慮し、未改修ため池を自然環境に配慮しながら計画的に整備を推進します。また、災害の未然防止などに対応できるよう、監視・管理体制の強化を図ります。

*親水空間…河川や池などの水辺で水と意図的に親しむ空間。

第2節

市街地の整備

1. 市街地整備

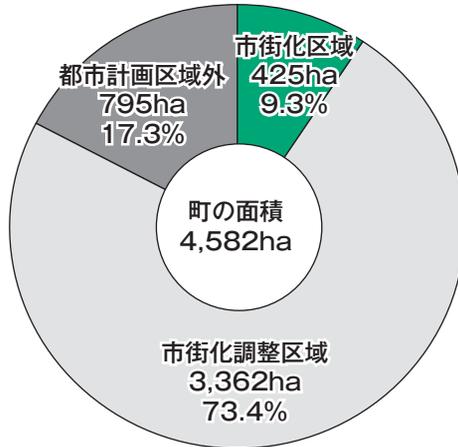
[現況と課題]

- 既成市街地、特に中心市街地は、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種の機能を培ってきた“街の顔”です。しかし、近年、モータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの変化などを背景として、既成市街地における空き店舗の増加をはじめとする商業機能の低下、居住環境整備の遅れ、防災上の不安など既成市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化しています。このような状況に対応するため、町、地域住民及び事業者などそれぞれが住民参加の新しい形である「※新しい公共」について考え、“街の顔”としての将来像を共有化できるよう取り組むことが必要です。
- 一方、市街化区域内には農地等の低未利用地が多くあり、土地区画整理事業などの面的な整備が望まれています。これまでも事業を推進してきましたが、成果を得られていない状況です。今後も引き続き、面的整備の実現に向け、住民参加のまちづくりの推進など、住民と協働した取り組みが必要で
- JR福崎駅周辺における交通結節点機能の充実を図るため、駅南に交通広場を整備しました。しかし、本町の玄関にふさわしい駅前を整備するためには、地域住民と協働して、駅前広場及びシンボルロードである福崎駅田原線を視野に入れた整備の取り組みが必要です。さらに、一般利用者、県立福崎高校、近畿医療福祉大学などの利用者の利便性向上のため、駅周辺の整備を検討する必要があります。
- 平成15年度に指定されたJR福崎駅周辺の※防災再開発促進地区においては、防災上危険な木造老朽家屋の建て替えの促進と、道路、公園などを計画的に配置し、安全・安心なまちづくりの推進が望まれています。

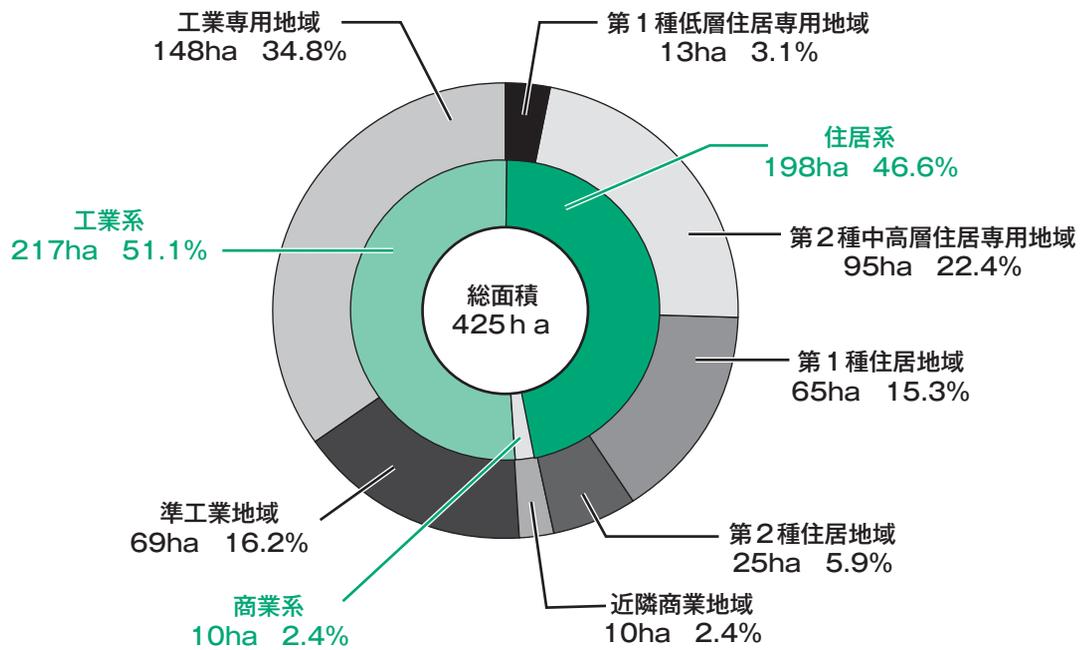
※新しい公共………住民、住民団体、事業者及び行政が協働して創出し、ともに担う公共。

※防災再開発促進地区…密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、一体的かつ総合的に密集市街地の再開発を促進すべき地区として指定された地区。

都市計画にもとづく土地利用の構成（平成20年4月1日）



市街化区域の用途地域別面積（平成20年4月1日）



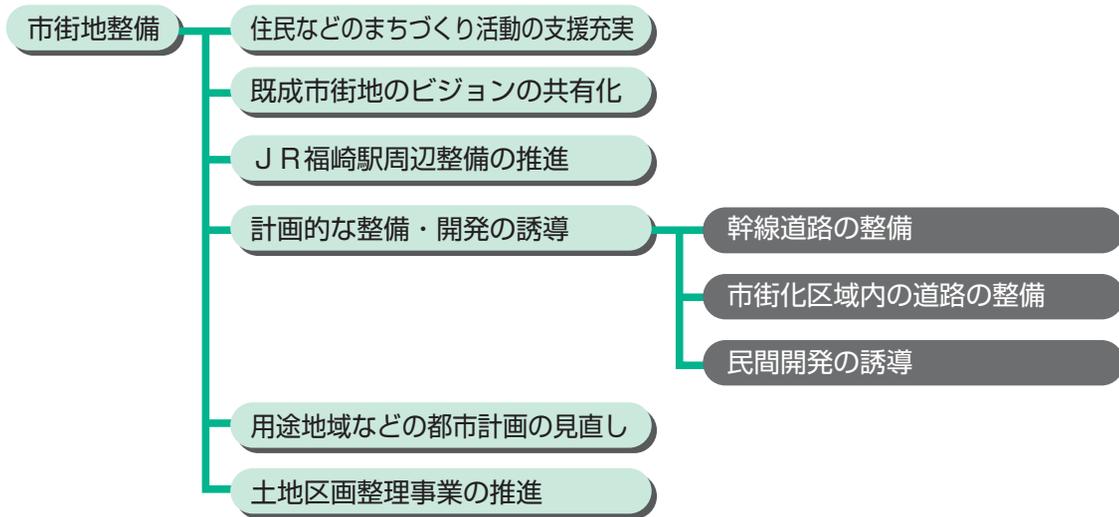
資料/まちづくり課

[基本方針]

市街地の整備は、街区とそれを結ぶ街路、河川、公園緑地などの都市施設との関係に配慮し、本町のもつ豊かな自然を生かした整備を基本とし、既成市街地については、“街の顔”としての風格ある整備に向け、ビジョンの共有化と協調・支援体制を整え

ることをめざします。新市街地の形成にあたっては、周辺の自然と調和した計画的な開発を誘導するとともに、地区計画などにより魅力あるまちづくりの創出をめざします。

[施策の体系]



[施策]

(1) 住民などのまちづくり活動の支援充実

住民一人ひとりが主体となった「まちづくり活動団体」や「事業者」などへ支援を行うことにより、多くの人々がまちづくりに参画できるような場を提供していきます。

(2) 既成市街地のビジョンの共有化

誰もが地域社会の一員として支えあうなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できるユニバーサ

ル社会の実現をめざします。JR福崎駅を中心として、学園ゾーン、歴史文化資源の保全・活用核などを連携する「福崎まちなか連携交流軸」（風格の軸）を形成するとともに、我が町の「顔」である既成市街地が、どのように生まれ変わればいいのかを町、地域住民及び事業者などが協働して共有化を図っていきます。そのため、情報の公開を進め、学習の場を提供するとともに、既成市街地内における自発的に行うまちづくり活動を支援・育成し、まちづくりの機

運を高めます。

(3) JR福崎駅周辺整備の推進

駅前広場や道路網の未整備などによる交通混雑、緑地・オープンスペースの不足、路上駐車の影響など様々な課題を解決するため、土地区画整理事業や遊休地の有効活用により、本町の玄関口にふさわしい魅力と活力あるJR福崎駅周辺整備に努めます。また、周辺の工場跡地については、周りの環境に調和した土地活用が図れるよう調整します。

(4) 計画的な整備・開発の誘導

① 幹線道路の整備

幹線道路の整備により、面的整備・開発を誘導します。あわせて、良好な居住環境を図るため、随時地区計画を事業者、住民とともに策定します。

② 市街化区域内の道路の整備

市街化区域内において、道路整備の遅れが土地利用促進の妨げとなっています。これらの道路の整備を行い、農地等の低未利用地の有効な土地利用を促進します。

③ 民間開発の誘導

本町の土地利用方針と合致し、良好な地区環境の形成を図るもので、ある一定の規模、条件を満たし、土地利用の広がりを考慮した民間開発に対し支援策を検討します。

(5) 用途地域などの都市計画の見直し

道路などの公共施設の整備状況、土地利用の動向を勘案し、必要に応じ見直しを検討します。

(6) 土地区画整理事業の推進

本町の将来人口や住宅需要を考慮し、良好な宅地供給や低未利用地の有効利用を図るため、住民と協働しながら土地区画整理事業を推進し、快適で豊かな生活環境と災害に強い安全な市街地の形成に努めます。

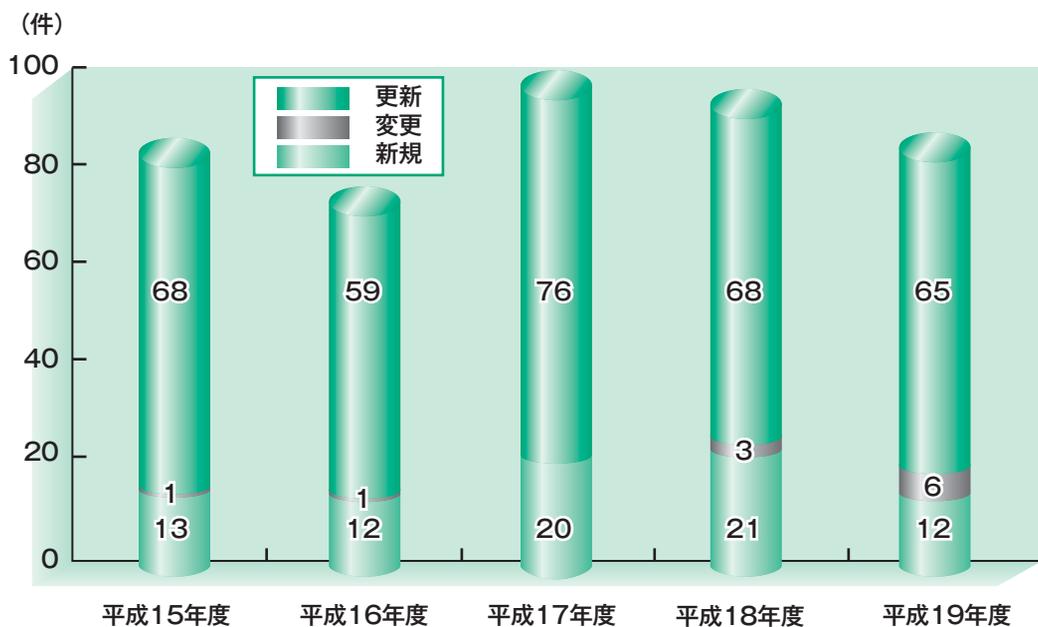
2. 街並みづくり

[現況と課題]

■ 既成市街地では、電柱・電線や屋外広告物などが混在する雑然とした状況がみられます。美しい街並みを創出し、保全することは、住民の安らぎやコミュニティの創出など生活環境の向上のためには大切なことです。今後は、住民、企業及び行政が一体となって、地区計画制度などを積極的に活用し、計画的に街並みを保全、創出していく必要があります。

また、地域の環境、歴史、文化などの特性を考慮した建築デザイン、屋外広告物、電柱・電線、色彩の在り方などを総合的に検討し、街並みづくりに取り組んでいく必要があります。また、沿道への植樹帯、※ポケットパークや※ストリートファニチャーの設置など住民が集い親しみ、新たな交流を生み出す空間づくりに取り組む必要があります。

屋外広告物許可申請の推移



資料/まちづくり課

※ポケットパーク………わずかな土地を活用した環境をよくするための小公園。

※ストリートファニチャー…歩行者などに快適さを提供する道路上に置かれた備品の総称。

[基本方針]

住むもの、訪れるものにおけるおいを与え、親しみやすさと個性を感じさせる街並みづくりに努めます。また、伝統的景観の保存

とともに、新しいものと古いものが融合した独自の個性的で調和のとれた街並みづくりに努めます。

[基本方針]

街並みづくり

魅力ある景観の創造

ふれあい空間の整備

[施策]

(1) 魅力ある景観の創造

古い街並みの風情を残した伝統的な景観、幹線道路沿道などの商業施設景観及び植樹帯やポケットパークが整備された近代的な景観などを有する地域や地区においての建築協定の締結や地区計画制度の導入を図り、広告看板などを含め魅力ある景観の創造と保全に努めます。また、住民の参加と協力を得ながら、イベントを開催するなどまちの個性を創りだし、魅力ある「訪れたい街並みづくり」など景観形成に努めます。

(2) ふれあい空間の整備

コミュニティの場として、道路際にポケットパーク、ストリートファニチャーの設置、植樹帯周囲にベンチを配置するなど、JR福崎駅前をはじめ市街地の中で住民どうし、学生や就業者、観光客と住民などが交流を図ることが出来るふれあい空間の整備により、「人の心が通い合う活気にあふれた街並みづくり」をめざします。



市川河川公園



町道東大貫中島線



ポケットパーク